

平成29年度上半期

「犬・猫の譲渡会」

山口県動物愛護センターでは、地域の模範的飼い主として活躍していただける方を対象に、犬・猫をお譲りしています。

譲渡にあたっては、条件や誓約いただく事項がありますので、申込みをされる前に「2. 注意事項」、「譲渡時に誓約いただく事項」（裏面）をよく御確認ください。

1. 「犬・猫の譲渡会」開催日、スケジュール

月	開催日	スケジュール
平成29年4月	9日(日)	譲渡申込み受付
5月	14日(日)	: 午前10時45分～11時15分
6月	11日(日)	飼主決定会
7月	9日(日)	: 午前11時15分～
8月	6日(日)	譲渡時講習会
9月	10日(日)	: 決定会終了後15分程度



2. 注意事項

- ・ 犬・猫の学習会（譲渡前講習会）を未受講の方及び未成年の方には犬・猫をお譲りできません。

（譲渡の申込みにあたり、下関市動物愛護管理センター（動物ふれ愛ランド下関）で譲渡前講習会を受講された方は当センターの同講習会の受講を免除します。詳しくはお問い合わせください。）

- ・ 譲渡申込者が満65歳以上の場合は、「万が一の場合に本人と一緒に動物の世話をする、又は、その動物を引取り本人に代わって終生飼養する」旨の、同居又は近隣に居住する満20歳以上65歳未満の親族の方等の誓約書（誓約者の本人確認ができる方のみ）を提出された場合に限り、譲渡の申込みを受付けます。
- ・ 譲渡する犬又は猫を、借家、集合住宅等において飼養される場合は、当該動物を飼養することができる旨を確認できる書面を、譲渡申込時に提出していただきます。
- ・ 譲渡は、「譲渡時に誓約いただく事項」を誓約いただける方へのみ行います。（裏面を御確認ください。）

3. お譲りする犬・猫について

- ・ 犬・猫をお譲りするにあたり、料金は必要ありません。
- ・ 複数の方から譲渡の申込みがあった犬・猫については、抽選で譲渡者を決定します。
- ・ お譲りできる犬・猫は、当日決定します。また、全て当センターで飼養管理しているものです。一般の方が犬・猫を場内に連れて入ることはできません。

4. 問い合わせ先

山口県動物愛護センター 〒754-0891 山口市陶943-12
TEL 083-973-8315 (FAX 083-973-8341)

インターネットでも情報をご覧になれます。

<http://doubutuaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>（又は「山口県動物愛護センター」で検索）

譲渡時に誓約いただく事項

以下の事項を誓約いただける方の方に犬・猫をお譲りします。

- ①動物の生理、生態、習性等を理解するとともに、他人に迷惑をかけないように飼い主としての責任を十分に自覚し、愛情を持って**終生適正に飼養**すること。



- ②**犬**については、**狂犬病予防法**に基づく登録及び狂犬病予防注射を実施し、鑑札、注射済票及び飼い主の連絡先を明記した迷子札等を犬に装着するとともに、**係留又は施設内飼養**等により確実な逸走防止措置をとること。

猫については、飼い主の連絡先を明記した迷子札等を猫に装着し、近隣に迷惑をかけないように**屋内で飼養**すること。



- ③適切な時期に**不妊去勢手術**を受けさせること。



- ④動物が疾病等にかかった場合には、適切な**治療**を受けさせること。

- ⑤譲渡を受けた動物を販売する等、営利を目的とした行為を行わないこと。

- ⑥譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が生じた場合も、動物愛護センターにその責任の一切を問わないこと。

- ⑦やむを得ず継続して飼養することが困難となった場合には、責任を持って必ず新たな飼い主を探すこと。



- ⑧犬の譲渡を受けた場合は、動物愛護センターが開催する来月の「**子犬のしつけ方教室**」に参加すること。

※譲渡後に、動物愛護センターから行政機関及び動物愛護推進員に対して、飼い主及び当該動物に関する情報を提供する場合があることをご了承ください。

